

広島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、北広島町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年十月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
吉木福祉センター	山県郡北広島町吉木一六〇〇番地	平成二十一年七月三二日